○国土交通省令第十号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第二十九条ノ四第一項、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）第五十一条の三第一項及び船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律（平成三十年法律第六十一号）第三十八条第一項の規定に基づき、船舶安全法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年二月二十八日

国土交通大臣　中野　洋昌

船舶安全法施行規則等の一部を改正する省令

（船舶安全法施行規則の一部改正）

第一条　船舶安全法施行規則（昭和三十八年運輸省令第四十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（手数料） **第六十六条**　（略） 2　第十二条の二第一項の規定の適用のある船舶（法第八条の船舶を除く。）の定期検査、中間検査（第三種中間検査を除く。以下この項において同じ。）又は臨時検査（安全管理手引書に係るものに限る。以下この項において同じ。）の手数料の額は、前項、第四項から第六項まで及び第八項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分ごとに、それぞれ当該各号に定める額とする。 一　（略） 二　中間検査　前項、第四項又は第六項の規定による手数料の額に二万五千百円（臨時検査を受けるべき場合に受ける中間検査にあつては、十一万四千七百円）を加算した額 三　（略） 3～8　（略） 9　外国において法第五条の検査を受ける場合における当該検査の手数料の額は、前各項の規定にかかわらず、これらの規定による手数料の額に十一万三千七百円（初めて航行の用に供するときに行う定期検査を受ける場合（法第八条の船舶について受ける場合を除く。）は、別表第一の三に定める額）を加算した額とする。 10　外国において製造検査を受ける場合における当該製造検査の手数料の額は、第一項の規定にかかわらず、別表第二に定める手数料の額（情報通信技術活用法第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して検査の申請をする場合にあつては、別表第二の二に定める手数料の額）に別表第二の三に定める額を加算した額とする。 11～16　（略）	（手数料） **第六十六条**　（略） 2　第十二条の二第一項の規定の適用のある船舶（法第八条の船舶を除く。）の定期検査、中間検査（第三種中間検査を除く。以下この項において同じ。）又は臨時検査（安全管理手引書に係るものに限る。以下この項において同じ。）の手数料の額は、前項、第四項から第六項まで及び第八項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分ごとに、それぞれ当該各号に定める額とする。 一　（略） 二　中間検査　第一項、第四項又は第六項の規定による手数料の額に二万五千百円（臨時検査を受けるべき場合に受ける中間検査にあつては、十一万四千七百円）を加算した額 三　（略） 3～8　（略） 9　外国において法第五条の検査を受ける場合における当該検査の手数料の額は、前各項の規定にかかわらず、これらの規定による手数料の額に十一万三千七百円（初めて航行の用に供するときに行う定期検査を受ける場合（法第八条の船舶について受ける場合を除く。）は、製造検査に合格した船舶にあつては二十一万三千五百円、その他の船舶にあつては四十八万五千二百円）を加算した額とする。 10　外国において製造検査を受ける場合における当該製造検査の手数料の額は、第一項の規定にかかわらず、別表第二に定める手数料の額（情報通信技術活用法第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して検査の申請をする場合にあつては、別表第二の二に定める手数料の額）に二十七万千七百円を加算した額とする。 11～16　（略） （新設）

別表第一の三（第66条関係）

船舶の長さ（メートル）	20未満	20以上180未満	180以上
金額（円） 旅客船	213,500	898,400	2,543,800
金額（円） 旅客船以外の船舶	213,500	384,400	384,400
初めて航行の用に供するときに行う定期検査（製造検査に合格した船舶について受けるものに限る。）			
船舶の長さ（メートル）	20未満	20以上180未満	180以上
金額（円） 旅客船	485,200	2,041,800	5,781,200
金額（円） 旅客船以外の船舶	485,200	873,600	873,600
初めて航行の用に供するときに行う定期検査（上記以外の船舶について受けるものに限る。）			